

国別必要書類一覧

※外国免許からの切替えには、免許取得後、その国等に通算して3か月以上の滞在が必要です。

※「3か月以上の滞在」のほかにも、免許取得日以降の滞在期間の確認が必要となります。

パスポートに出入国日の記載(スタンプ)がない場合や、パスポートの出入国記録で滞在期間が確認できない場合、免許取得日以降に必要な滞在期間が確認できない場合は、「滞在期間証明書」が必要となります。

※下記書類以外にも必要書類がありますので、詳しくは警視庁ホームページの「外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えるには」をご確認ください。

令和7年2月現在

国、地域	必要書類
アメリカ	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、滞在期間証明書類、I-94 (Web)※アメリカへ旅行した方のみ 運転免許証に「初回取得日」が記載されていない場合、提出書類によって、「Driver Record (Web、本国)、Driver History Record (Web、本国)」が必要となる場合あり
オーストラリア (ニューサウスウェールズ州) (ビクトリア州) (サウスオーストラリア州) (首都特別地域) (タスマニア州) (ノーザンテリトリー) など	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、出入国記録、滞在期間証明書類 運転免許証に「初回取得日」や「更新日」が記載されていない場合、提出書類によって、「Driver License Details (Web、本国)、Online Driving Record (Web、本国)、Driver License History (web、本国)、Movements Details (Web、本国)」が必要となる場合あり
バングラデシュ	ドライビングレコード(本国)
ブラジル	ドライビングレコード(Web)
カメルーン	運転免許の日本語翻訳文(大使館)
カナダ	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、Traveller History Report (Web、本国)、滞在期間証明書類 運転免許証に「初回取得日」が記載されていない場合などは、提出書類によって、「Drivers License History (Web、本国)、Driving Record Search (Web、本国)」などが必要になる場合あり
中国	① 基本信息(車両管理所の公印入、WEBは電子公印入) ※北京市は証明(免許、事故記録、交通違反、12分)でも可(電子公印入) ※天津市は登記情報(公印入、WEBは電子公印入)でも可 ② 以下のうち、いずれか1点 ・成績証明 } いずれも車両管理所(公印入) ・経歴証明 } 又は、WEB可(ただし車両管理所の電子公印入) ・信用状況(違反、事故) ・デジタル免許証をプリントアウトしたもの (顔写真、氏名、QRコード、住所、免許種別、取得日が必ず入っていること) ※免許の種類が2種類以上ある場合は、それぞれの取得日がわかる書類 出入国記録(10年分)(WEB) ※国家移民管理局(NIA)にWEBで申請し、あらかじめ印刷して持参して頂くと、待ち時間が大幅に短縮されます
香港	ドライビングレコード(本国) パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、出入国記録証明(Statement of Travel Records)(本国)
台湾	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、入出国日期証明書(Certificate of Entry and Exit Dates)(駐日経済文化代表処)

インド	EXTRACT OF DRIVING LICENSE(必須)(本国) DL Status(Web)、Affidavit(大使館)
インドネシア	ドライビングレコード(運転免許証に交付日の記載がない場合は必須)(本国)
韓国	韓国籍 Certificate of Driver's License(大使館)、Certificate of Entry & Departure(大使館)
	外国籍 提出書類によって、Certificate of Driver's License(本国)、Certificate of Entry & Departure(本国)が必要となる場合あり その他、滞在期間証明書類が必要となる場合あり
マレーシア	ドライビングレコード(本国)
メキシコ	ドライビングレコード(本国)
ミャンマー	更新経歴証明(英語または日本語+ミャンマー語(交付日記載のもの))(本国)
ネパール	Driving Record with MOFA Stamp & Embassy in Tokyo Stamp、 License Holders Details(いずれも本国)
ニュージーランド	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、出入国記録、滞在期間証明書類 提出書類によって、Client Information(Web、本国)などが必要となる場合あり
パキスタン	運転免許についての証明(大使館)
フィリピン	Certification with APOSTILLE(本国)、License History、Official Receipt(本国) Immigration Record with APOSTILLE(運転免許の有効期間中の滞在の全てが確認できない場合は、本 国)
サウジアラビア	出入国記録(大使館)
アフガニスタン	運転免許の日本語翻訳文(大使館)
セネガル	運転免許についての証明(大使館)
スリランカ	Affidavit(大使館)、Driver Information Extract(大使館)
タイ	Driving License Certificate(本国)
トルコ	運転免許についての証明(大使館)、滞在証明(大使館)
チュニジア	大使館証明
ベトナム	認証(大使館)
シンガポール	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、滞在期間証明書類
ヨーロッパ諸国	パスポートに免許発給国の出入国のスタンプがない場合、滞在期間証明書類

■ 滞在期間証明書類

※ パスポートで滞在期間の確認ができない場合でも、下記の書類で滞在期間が確認できれば、申請が可能な場合があります

出入国記録証明	免許発給国等における、出国日・入国日等が確認できるもの
公共料金の請求書 (電気、水道、ガス、 電話、インターネット)	申請者の氏名、住所、利用期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までなど)が記載されているもので、過去の利用期間に対して請求書が発行されているもの。
在職証明書 帯同証明書	申請者の氏名等の記載があり、免許発給国等の会社等での在任期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までなど)が記載されているもので、当該国の会社等(総務、人事部等から)が発行したもの、または、当該国の会社等が日本の会社等に関連がある場合、日本の会社等(総務、人事部等から)が発行したもの。帯同証明書については、配偶者等が夫の在任期間中、ともに帯同していたのであれば、その内容が記載されているもの。
成績証明書	申請者の氏名等の記載があり、免許発給国等の大学等が発行したもので、始期・終期の期間が示されている成績証明、もしくは、年単位、月単位のある程度の継続した期間が示されている成績証明。記載されている期間が、春、夏、秋、冬の季節ごとである場合は、例えば春であれば〇月から〇月まで等の期間を示す疎明資料
納税証明書 (税金関係書類)	免許発給国等にある公的機関が発行するもの。 連続して3年以上の納税証明書等の税金関係書類。
居住証明書	免許発給国等にある公的機関が発行するもの。 実際の滞在期間が確認できない場合は、他の滞在証明書類等が必要。
給与証明書	免許発給国にある会社等が発行したもので、「会社名、申請者の氏名、会社または申請者の当該国の住所、働いていた期間」が記載されているもの。 ※「給与証明書」のみでは申請不可(ヨーロッパ諸国を除く)だが、他の滞在確認書類と併せて、免許取得国等の滞在期間が確認できた場合は申請可能
在留証明願 (日本国籍の方のみ)	免許発給国等にある日本国領事館が発行するもの。 ※「在留証明願」のみでは申請不可だが、他の滞在確認書類と併せて、免許取得国等の滞在期間が確認できた場合は申請可能